

物件売買契約書（案）

- 1 売買物件名 車両売払 日産エクストレイル 1台
- 2 売 買 代 金 ¥○○○, ○○○.- （うち消費税額 10%相当額 ¥○○, ○○○.-）
契約金額明細は別添_1 のとおり
- 3 物件所在地 長野県木曽郡南木曽町読書 3650-2（木曽森林管理署南木曽支署）

上記物件の売払いについて、売払人 分任契約担当官 木曽森林管理署南木曽支署長 井口 智（登録番号 T8000012050001）と、買受人○○○○○○○○とは、次のとおり売買契約を締結する。

（契約金額）

第1条 ¥○○○, ○○○.-

（うち消費税額及び地方消費税額 10%相当額 ¥○○, ○○○円含む）上記金額を、
売払人へ納付するものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（代金の支払い）

第2条 買受人は、歳入徴収官 中部森林管理局長が発行する納入告知書に定める納付期限までに契約金額を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額につき年利 3.00%の割合で計算した金額を延滞金として契約金額に合わせて売払人に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第3条 売買物件の所有権は、買受人が契約金額を完納したときに買受人に移転する。

（売買物件の引渡し）

第4条 前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転した日から15日以内に、買受人により売買物件の名義変更を行った上、物件の所在地で行うものとする。

（搬出の期限）

第5条 物件の搬出は、引渡しを終えた日から1ヶ月とする。

（買受人の履行義務）

第6条 代金納入後は、その領収証書の写しを売払人へ電子メール等により通知する。

2. 買受人は、物件搬出後すみやかに車両に表示されている官署名称及び管理番号を消去し、その物件を写真等により売払人に提示するとともに確認を得なければならない。
3. 買受人が名義変更をした後の車検証の写のほか関係書類を売払人へ提出しなければならない。
4. 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第 2 項の義務を履行した後、行わなければならない。
5. 落札後、売払人より指示・通知した事項は、確実に処理実行すること。

(危険負担)

第 7 条 買受人は、本契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて当該物件が売払人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、売払人に対して契約金額の減免を請求することができない。

(契約不適合の担保責任)

第 8 条 買受人は、売買物品の引渡しを受けた後、売買物品に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額及び損害賠償の請求をすることができない。

(追跡調査等)

第 9 条 売払人は、第 6 条に定める義務に関し、必要があると認めたときは、買受人に対して質問し、帳簿、書類、物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 買受人は、正当な理由なく第 1 項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除による違約金)

第 10 条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、買受人は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を売払人の指定する期限までに納付するものとする。

(返還金等の取扱)

第 11 条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った代金（契約金額）を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

- 2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約に係る諸費用額は返還しないものとする。
- 3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しないものとする。

(充当の順序)

第 12 条 売払人は、買受人が契約金額及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が契約金額及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、契約金額の順序で充当する。

2 違約金の延滞金の納付については、第 2 条の規定を準用する。

(買受人の原状回復・返還義務)

第 13 条 買受人は、売払人が第 10 条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、売払人が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰する事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(契約及び搬出の費用)

第 14 条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とするものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 15 条 売払人、買受人両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

2 本契約に関し疑義があるときは、売払人と買受人は、協議のうえ決定するものとする。

(特約条項)

第 16 条 特約条項は、別添_2 のとおりとする。

令和 年 月 日

売払人	登録番号	T8000012050001
	住所	長野県木曽郡南木曽町読書 3650-2
	氏名	分任契約担当官 木曽森林管理署南木曽支署長 井口 智

買受人	住所
	氏名

契約金額明細書

項 目	金 額
車両本体売払額（税抜き額）	¥ 〇〇〇, 〇〇〇. ー
消費税等相当額（消費税率 10%）	¥ 〇〇, 〇〇〇. ー
小 計 額	¥ 〇〇〇, 〇〇〇. ー
リサイクル料預託金額 （ 非 課 税 ）	¥ 1 0, 8 5 0. ー
合 計 額	¥ 〇〇〇, 〇〇〇. ー

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 売払人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 買受人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売払人は、買受人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 売払人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。